

写

高松市告示第 234 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項及び高松市会計規則（昭和 39 年高松市規則第 34 号）第 44 条第 1 項の規定により、高松市南部クリーンセンターのごみ処理手数料の徴収及び収納事務を次のとおり委託したので、地方自治法第 243 条の 2 第 2 項及び高松市会計規則第 44 条第 3 項の規定に基づき告示します。

令和 8 年 4 月 14 日

高松市長 大西 秀人

1 委託先の住所及び氏名

高松市中新町 1 1 番 1 号

高松環境テクノロジー株式会社

代表取締役 吉本 玄

2 委託の内容

高松市南部クリーンセンターのごみ処理手数料の徴収及び収納に関する事務

3 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和 8 年 4 月 1 日

4 委託をした日

令和 8 年 4 月 1 日